

下水道使用料の誤徴収及び賦課徴収漏れについて

令和8年3月30日

合志市水道局下水道課

下水道使用料の誤徴収

市内の共同住宅(築S63年2階建て・14戸※浄化槽使用中)において、公共下水道に未接続であります、誤って下水道使用料を徴収していることが判明しました。

1. 経緯

令和6年11月に、当該共同住宅において浄化槽から公共下水道への接続等に関する問い合わせがあり、関連事項を調査する際に誤徴収であることが確認されました。

令和6年12月に実態把握のために現地調査等を実施した結果、当該共同住宅は建築当初より浄化槽を設置・使用しており、公共下水道には未接続であることが確認され、誤って下水道使用料を賦課(賦課時期不明)していたことが判明しました。

2. 還付等の概要

対象者数：51人(52件)(現入居者及び転出者※1人は当該共同住宅内での転居)

対象期間：平成17年3月～令和7年3月

※地方自治法及び合志市下水道使用料過誤納金返還金支払要綱に基づき対象期間は最大で20年間

還付額：3,773,069円

内訳：下水道使用料	3,632,969円
利息相当額	140,100円

3. 主な要因

当該共同住宅の浄化槽については、浄化槽台帳に登録がなく使用料賦課状況との突合ができず、これまで発見に至りませんでした。

4. 今後の対応

対象者の皆様に対し、訪問等によりお詫びと還付手続きの説明を行っており、手続きが完了した方から順次還付を行ってまいります。

※うち、40名(41件) 3,411,439円は返還済及び手続き中。

また、他に下水道使用料の過誤徴収がないか全体的な調査を実施した結果、誤徴収に該当する事案はありませんでした。

5. 再発防止策の実施

し尿収集運搬開始・廃止届や浄化槽設置・廃止届が環境衛生課に提出された際、下水道課へ情報提供してもらい、その都度使用料の賦課状況の確認を行っていません。

下水道使用料の賦課徴収漏れ

公共下水道に接続（使用）しているにもかかわらず、下水道使用料の賦課徴収漏れとなっている事案が判明しました。

1. 経緯

令和6年8月に下水道使用者（令和6年4月に転入された方）より、下水道使用料の請求額が0円となっている旨の確認の問い合わせがあり、現地調査を実施した結果、公共下水道への接続（使用）を確認するも、下水道使用料の賦課徴収漏れの状況であることが判明しました。

2. 賦課徴収漏れの件数等

上記の件を受けて、他に下水道使用料の賦課徴収漏れがないか、全体的な調査を実施した結果、13件の賦課徴収漏れが判明しました。

対象者については、地方自治法第236条第1項（金銭債権の消滅時効）の規定に基づき、直近5年分まで遡り下水道使用料を請求（合計1,500,997円）させていただきます。

3. 主な要因

- ①排水設備担当職員と料金賦課担当職員間での確認不足により、下水道使用開始に伴うシステムへの登録処理が適切に行われていなかったこと。（4件）
- ②施工業者等からの必要な手続きが行われなかったこと（無届着工等）により、システムへの登録処理が行えなかったこと。（9件）

4. 今後の対応

対象者へ個別訪問を行い、お詫びのうえ内容をご説明させていただき、遡及賦課に対するご理解を求めています。また、支払方法については、分割納付等の相談に柔軟に応じながら徴収を進めてまいります。

5. 再発防止策

- ・システム登録作業においては、排水設備担当職員、給水装置担当職員（水道課）、上下水道お客さまセンター（料金賦課担当）の複数人によるチェックを行ってまいります。
- ・毎月上旬に、水道料金が新たに賦課されたものの中から下水道使用料が賦課されていないものを抽出し、確認調査を行います。
- ・し尿収集運搬廃止届や浄化槽廃止届が市担当部署（環境衛生課）に提出された際、下水道課へ情報提供してもらい使用料の賦課状況の確認調査を行います。
- ・排水設備指定工事店へ排水設備の申請手続きの徹底について、再度周知を行います。

市長コメント

このたびの件で、負担の公正・公平性を損なうこと、また、誤徴収について一部還付不能金があること及び賦課徴収漏れについて遡及して下水道使用料の納入をお願いすることになりましたことを心からお詫び申し上げます。

なお、改めて全庁的にチェック体制を強化し、今後、このようなことが起きないように、再発防止に努めてまいります。